

電気通信番号の犯罪利用対策に関するWG（第5回）での ヒアリング事項に関する弊社意見

2024年8月6日

楽天モバイル株式会社

ヒアリング事項

この度はヒアリングの機会をいただきまして、誠にありがとうございます。
以下、ヒアリング事項について弊社意見を述べさせていただきます。

No.	ヒアリング内容
1	7/23に開催した電気通信番号の犯罪利用対策に関するWGで示した事業者における取組みの義務づけについてどう考えるか。
2	取組みの実施に当たり、特に留意すべき点はあるか。
3	その他、7/23のWG資料で示した方向性案に対する意見はあるか。

電気通信番号の犯罪利用対策に関するWG（第5回）でのヒアリング事項に関する弊社意見（1/3）

1. 7/23に開催した電気通信番号の犯罪利用対策に関するWGで示した事業者における取組みの義務づけについてどう考えるか。

【弊社意見】

- 電気通信番号の犯罪利用対策に関するWGで示された卸元事業者における取組については、犯罪利用防止の観点において主旨は理解いたします。依ってこの主旨に基づき、各卸元事業者が主体的に取り組むべきものと認識しておりますが、法令による当該取組の義務付けについては慎重に検討すべきであると考えます。
- 法令による当該取組を義務付けることで、ベンチャー企業等新しいサービスを創出しようとする新規参入事業者（特に中小事業者）に対する過度な負担・参入障壁となり、ひいては事業者のイノベーションが阻害される可能性があると考えます。

【事業者における取組み】

- ①電気通信番号計画の認定の確認
- ②番号の提供数の制限
- ③本人確認
- ④当人確認
- ⑤与信審査
- ⑥二次卸の禁止

電気通信番号の犯罪利用対策に関するWG（第5回）でのヒアリング事項に関する弊社意見（2/3）

2. 取組み（①、②）の実施にあたり、特に留意すべき点はあるか。

【弊社意見】

- 取組み（①、②）の義務付けは、以下に挙げる懸念があると考えます。

①電気通信番号使用計画の認定の確認

現状、電気通信番号使用計画の認定の確認はすでに民間事業者で実施している取組である中、音声伝送携帯電話番号（携帯電話）については義務付けがなされておりませんが、法令により音声伝送携帯電話番号（携帯電話）に対しても確認を義務付けることが、事業者の過度な負担となることを懸念しております。

②番号の提供数の制限

番号の提供数の制限（事業実績による一律制限等）を設けることは、新規参入事業者のビジネス機会の喪失、ひいては事業者のサービスやイノベーションを阻害することにつながりかねないと懸念します。

事業実績による一律制限等ではなく、卸先事業者の事業継続性を別の形で確認することを可能にする等、新規参入事業者のビジネスを阻害しない仕組みの検討が別途必要と考えます。

電気通信番号の犯罪利用対策に関するWG（第5回）でのヒアリング事項に関する弊社意見（3/3）

3. その他、7/23のWG資料で示した方向性案に対する意見はあるか。

【弊社意見】

- その他、7/23のWG資料で示した方向性（案）に対して、弊社意見はございません。

Rakuten Mobile